

# 第13回 岐阜県地域年金事業運営調整会議

## 議事録

日 時 令和7年2月13日(木) 14:00~16:00

場 所 OKB ふれあい会館 展望レセプションルーム (14階)

### 1. 日本年金機構中部地域部 挨拶

ただいまご紹介いただきました 日本年金機構 中部地域部事業推進役の杉山でございます。

本日、地域部長の藤井が都合により欠席となりますので、代理で出席させていただいております。よろしく願いいたします。

本日はご多忙の中、岐阜県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、この後、担当よりご報告いたしますが、私の方からは、少々お時間をいただきまして、現在の公的年金を取り巻く状況、並びに地域年金展開事業の取組概要についてご報告させていただきます。

当機構は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することをその使命としています。

現在、当機構が扱っている公的年金制度の規模を申し上げますと、被保険者数は約6千7百万人、年金受給権者数は約4千万人、合計で約1億1千万人が当機構のお客様の対象であります。

徴収している社会保険料は年間約3.9兆円であります。この規模は令和4年度の所得税と法人税の合計額約3.7兆円を上回る大変大きな額であります。

また、お支払いしている年金額は年間53兆円を超え、これは我が国の名目GDP562兆円（令和4年度実績）の約1割でありまして、まさに年金制度の適正かつ安定的な運営が我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけると思います。

年金制度を取り巻く環境の変化などについてご案内をしますと、我が国は、総人口や生産年齢人口の減少が進行していく一方、厚生年金保険の被保険者数は、高齢就業者数の増加、被用者保険の適用拡大、適用促進対策の推進等を背景に増加傾向を維持してきており、当機構における適用・徴収業務の対象となる公的年金の加入者総数はこの約10年間、ほぼ横ばいで推移しています。

また、出入国在留管理庁の統計によれば、日本に在留する外国人の方は、コロナの影響で一時減少したものの、令和5年末には341万人と過去最多を更新し、今後も増加することが見込まれています。

加えて、当機構にご提出をしていただく老齢年金請求件数については、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げ完了後（男性：令和8年度、女性：令和13年度）、第二次ベビーブーム世代が老齢年金受給開始年齢の65歳に到達するまでの間は遡増（ていぞう）し、令和20（2038）年度に210万件とピークとなり、132万件の令和5年度比で約1.6倍に増加すると見込んでいます。

今後、長期的に総人口や生産年齢人口が更に減少していき、当機構の人員体制の確保も課題となると見込まれる中で、在留する外国人の方への制度周知等の各種対応、被用者保険の加入者数や老齢年金請求件数の増加等による業務量の増加が見込まれるという条件下において、引き続き、適切に業務運営を行っていくためには、デジタル化の一層の拡充により、お客様のサービスの向上と業務の正確性・効率性の向上を同時に図っていくことが必要不可欠であると考えています。

続いて、地域年金展開事業の取組概要でございますが、先程申し上げたとおり、公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている状況下において、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために、地域の皆様に制度や手続き内容を適時的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若年者層の方々に制度理解を深めていただくことは、当機構として重要な取組であると考えております。

このため、教育機関のご協力のもと、若年者層向けには、年金セミナーを実施しているところでございます。

令和5年度の年金セミナーは、教育機関における対面開催に加え、Web会議サービスを利用したオンライン実施などにより、全国で3,156回開催し、約16万4千人の学生・生徒に受講いただきました（令和6年度上期は全国で1,087回、約4万5千人）。

また、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等について、事業所内やその地域において周知するため、市区町村、自治会、事業所及び関係機関・団体の皆様に対して、年金制度説明会を実施しております。

令和5年度の制度説明会は、全国で1,965回開催し、約8万2千人の方に参加していただきました（令和6年度上期は全国で1,478回、約8万1千人）。

今後も、皆様のニーズに応じ、内容の充実に努めるとともに、より多くの皆様に参加していただけるよう努めてまいります。

厚生労働大臣から委嘱を受けて、当機構が担う厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発、相談、助言などを行っていただく年金委員の活動の活性化も、重要な課題の一つでございます。

令和5年度末の年金委員の委嘱数は、全国の職域型年金委員で130,447人、地域型年金委員で8,697人となっております（令和6年度上期は全国で職域型年金委員132,536人、地域型年金委員8,779人）。

文書や電話による重点的な推薦要請により、昨年度に引き続き委嘱を拡大し、その活動基盤の充実を図りました。

今後も、委嘱拡大に加え、連絡会やオンライン実施も含めた年金委員研修の内容を充実させるとともに、機構ホームページも活用し、年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいります。

最後になりますが、複雑となっている公的年金制度について、正確に国民にご理解いただき、制度を知らないことで不利益を被る方を発生させないことが、日本年金機構の責務であり、これらの実施にあたっては、関係機関や年金委員の皆様のご協力が必要不可欠と考えております。

引き続き、当機構の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この後の議事にて、岐阜県の取組状況の詳細をご報告させていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

## 2. 令和6年度委嘱委員の紹介

事務局より、委嘱委員の紹介を行う。

## 3. 委員長の選出

中島委員を委員長として選出。

## 4. 議 事

### (1) 令和6年度「地域年金展開事業」実施結果について

〔説明資料〕 資料3 令和6年度「地域年金展開事業」実施結果

資料に基づき事務局より説明を行う。

### (2) 令和7年度「地域年金展開事業」事業計画（案）について

〔説明資料〕 資料4 令和7年度「地域年金展開事業」事業計画（案）【暫定版】

資料に基づき事務局より説明を行う。

### (3) 年金セミナー実演（新社会人向け年金制度説明会）

令和6年度年金セミナー・制度説明会王決定戦、岐阜県予選において最優秀の成績をおさめた大垣年金事務所職員がセミナーの実演を行う。

### (4) 意見交換

（北川委員）

大学へのセミナーの回数が少ない状況ですが、若い方への年金の啓発は重要と考えます。岐阜県内にも、大学はいくつかあると思いますので、今後大学へのセミナーの実施回数が増加に転じると

良いと感じています。

現在私は、地域型年金委員として活動を行っております。町内でも年金にかかる周知を広げたいため、例えば地域型年金委員がそれぞれの自宅に年金にかかるポスター等貼付することも可能なのでしょうか。

(事務局)

地域型年金委員の方々が自宅に年金にかかるポスターを貼付していただくことは問題ありませんのでご協力いただけるのであればお願いします。

また地域型年金委員の活動として、岐阜地区（岐阜北、岐阜南、大垣）では、市町村とも連携し地域の公民館へのポスター掲示を地域型年金委員の方々に依頼しております。

(宮脇委員)

教育委員会としては、県立高校へ、主権者教育、消費者教育において、年金を取り上げるよう依頼をしており、高校の中には、年金事務所へ依頼し年金セミナーを実施していただいています。あらためて感謝申し上げます。授業の科目としては、家庭科や公民の授業で年金が取り上げられています。年金というと、老齢年金のイメージですが、年金セミナーでは遺族年金、障害年金の周知もしていただいております。人生の中で様々なライフステージがありますが、その中で年金を学べる機会があることが大切であると考えます。

(大成委員)

年金制度は、加入が義務付けられているため、基本的には、加入者全員が制度に対して納得する必要があると考えます。アンケート集計結果の中には、セミナー前とセミナー後で年金制度への理解がすすんでいることはわかりますが、中には「年金制度は複雑で難しい。」「自分たちの老後がいくらもらえるか不安です。」という現実的な意見があります。年金セミナー実施後に質疑応答を行い、多

くの学生、生徒の理解が進むようになるとより良い内容になると考えます。

またセミナー資料の中で、現在の年金受給者の年金の支えてが働き手という説明がありましたが、学生でも保険料を納付している方もいるため、支えてが働き手という表現に若干の違和感がありました。

(事務局)

年金セミナー後に質疑応答を設けているか否かは、各年金事務所によってばらつきあると考えられるため、先ほどのご意見を踏まえて、県内の年金事務所担当者に確認し、質疑応答の時間を設け、疑問点や不安点を可能な限り取り除くよう努めていきます。

(山西委員)

協会けんぽは県によって実施する事業が異なっていますが、若年層への健康教育については、来年度から全国統一の取組として、小学生を対象に健康教育を実施します。また協会けんぽ岐阜支部の取組として、岐阜新聞社様が小学生向けに発行されている「まなびのとびら」へ記事を提供させていただいております。年金と健康保険ともに少子高齢化という課題をかかえ、今後若い世代への周知が共通の課題になってくると考えます。

(内藤委員)

20歳から国民年金の納付義務が発生しますが、若年層の方々の納付率はこういった状況でしょうか。

(岐阜北所長)

20歳にて国民年金の資格を取得された方の令和5年度の納付率は71.7%（全国）となり、前年と比較して2.1%上回る状況です。近年若年層に対しても納付率向上に向けての取組に力を入れており、納付率は年々上昇している状況です。また参考として令和4年度については69.6%となり、前年比プラス3.5%。当時と比較して直近の状況の伸び幅は減少しています。ただし納付率は、学生納

付特例制度を利用された方は、納付対象月数から除外されるため留意いただきたいと思います。

(中島委員長)

高校卒業、20歳到達、就職した際、その節目においての地道な制度周知が納付率に返ってくるのではないかと感じます。

(田口委員)

社会保険協会は主に企業担当者向けの制度周知をおこなっており、当協会が主催する制度説明会では、年金事務所より講師を派遣していただいているところです。主に厚生年金制度の説明になりますが、説明会を受講した会社担当者の方々が、会社に持ち帰っていただき、厚生年金の手続き等を従業員に説明していただく。その後、従業員が家族に年金の話をする事で、年金の話題があがり、年金制度の理解が広がって行くことを望んでいます。

一方で国は、年金の支え手にかかる説明において、以前は人口比を用いて支えてが減少していくことを説明していましたが、現在は財政検証の中で、就業人口（被保険者数）比に置き換えて説明しています。その中で年金の支え手は、40年前とほぼ同一であり、今後40年後も支えては、ほぼ同一で推移するという説明をしています。加えて年金の財政（保険料）の仕組みを丁寧に説明していく必要があるのではないかと考えます。年金セミナー、制度説明会において、こういったことを全面に押し出すことで年金制度への理解がより進んでいくものと考えています。

(松尾委員)

現在、学生納付特例法人の指定業務を行っています。学生納付特例申請はスマートフォンでの電子申請が可能です。学生納付特例法人の申請についても電子申請の仕組みを進めていただくと幸いです。

(岸田委員)

市役所の窓口では、親が子の学生納付特例を申請する場合があります。電子申請を利用する学生が

増加することで、自身の年金についての関心や理解が深まると考えるため、更なる電子申請の利用促進にかかる PR をお願いします。また、電子申請をした後に不備が生じ返戻となった場合、返戻理由が不明であるため、市役所の窓口にご相談された際、あらためて申請書を提出していただくこととなります。そのため電子申請にかかる返戻について、返戻理由がわかるような表示となると、より便利になると考えます。

岐阜市の場合、ホームページ等で国民健康保険の加入脱退がオンラインで申請可能である旨を掲載しています。ホームページにおいても、国民年金は、マイナポータルからの手続きをお願いしています。国民健康保険と国民年金が連携したシステムにより、一緒に手続きが可能となれば、より市民にとって便利になると考えます。

(中島委員長)

委員の方全員にご意見いただきました。それではここで時間となりましたので意見交換を終了させていただきます。

## 5. 連絡事項

(事務局)

本日の皆様の貴重なご意見等につきましては、私どもの今後の事業に活かして参る所存でございます。また、本日の会議を終えて、お気づきの点がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

連絡事項につきまして3点お話させていただきます。

まず1点目です。本日「謝金・交通費の受領に関する申出書」を提出いただいてない委員さんには返信用封筒をお渡しいたしますので、後日提出をお願いいたします。

次に委員の皆様におかれましては、令和7年3月31日にて2年の任期が満了となりますが、是非とも引き続き委員として活動していただきたく存じます。つきましては、後日委嘱更新にかかる確認

書を送付させていただきますので継続、または異動等による場合には後任の方の推薦につきまして書類の返送をお願いいたします。

最後に本日お配り致しました参考資料につきましては、時間の関係上、説明を省略しておりますが、是非お目通しいただき、公的年金制度の周知活動等についての参考にしていただければ幸いです。

(司会者)

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。